カンボジア模倣品対策委員会

C. C. C. C.

COUNTER COUNTERFEIT COMMITTEE OF CAMBODIA

C.C.C.C

模倣品の輸入、製造、保管
販売、流通に関連した
知的財産権侵害に対する
C.C.C.C.の手続き実施

目次

I.　C.C.C.C.について

II. 知的財産権侵害

III.　C.C.C.C.への申立書提出

IV. C.C.C.C.の手続き執行

I. C.C.C.C.について

ア. C.C.C.C.の背景

イ. C.C.C.C.の組織

ウ. C.C.C.C.の役割・責任

I. C.C.C.C.について

ア. 委員会の背景

- C.C.C.Cは、カンボジア政府の2014年10月31日付決定第150 SSR号に基づき、Samdech Kralahom ソー・ケーン **副首相兼内務大臣**により設立された国家委員会である。
- C.C.C.Cは、24の省庁-機関の代表者で構成されている。

1. 内務省
2. 国防省
3. 司法省
4. 保健省
5. 工業手工芸省
6. 情報省
7. 観光省
8. 教育・青少年・スポーツ省
9. 農林水産省
10. 経済財政省
11. 商業省...等

健康や社会の安全に
高いリスクをもたらす製品と戦う
模倣品対策委員会
発足式
内務省 2014年11月27日

イ. C.C.C.C.の組織

イ. 委員会 組織

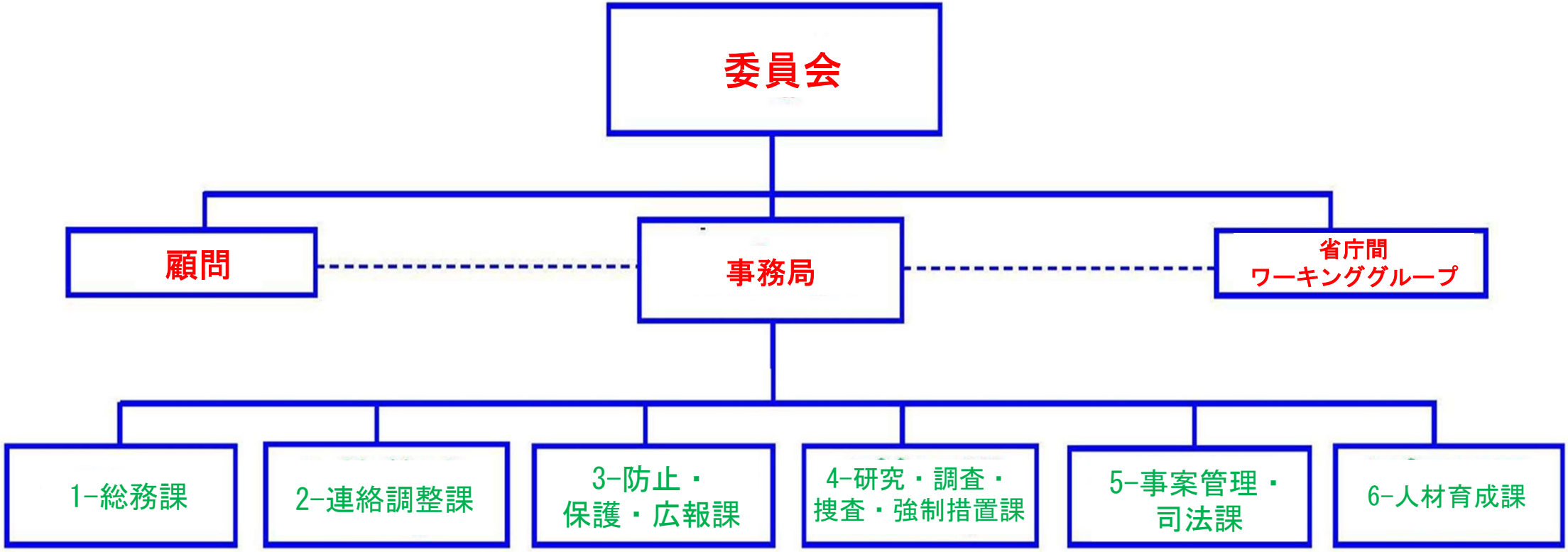

ウ. C.C.C.C.の役割・責任

C.C.C.Cはカンボジア王国全体を管轄し以下の責任を有する：

- 模倣品対策のため国内及び国際機関と協力する
- 違法な模倣品の輸入、製造、保管及び流通に関連した違反行為を調査、捜査及び取締りを行う
- 模倣品の影響について公衆に教育、周知する。
- カンボジアの、地域の及び国際的な模倣品防止に関係する機関の法執行官及び関係する民間分野との協力関係を築く。
- Samdech Kralahom ソー・ケーン副首相兼内務大臣に作業実施状況及び成果について定期的に報告する。

活動

法執行官研修

及び真正品と模倣品

を見分ける方法

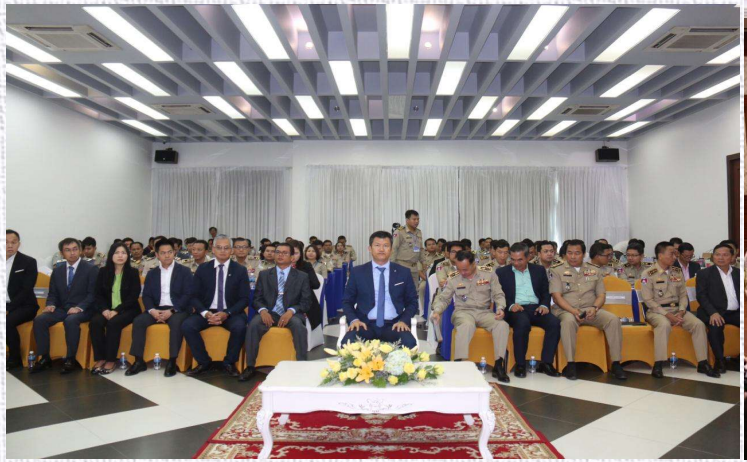

活動

知的財産権に関するフォーラム（IPR FORUM 2018）

活動

規格外・偽造医薬品に関する地域会議、プノンペン(2019)

活動

C.C.C.C及び在カンボジアEUROCHAM間の基本合意書調印式

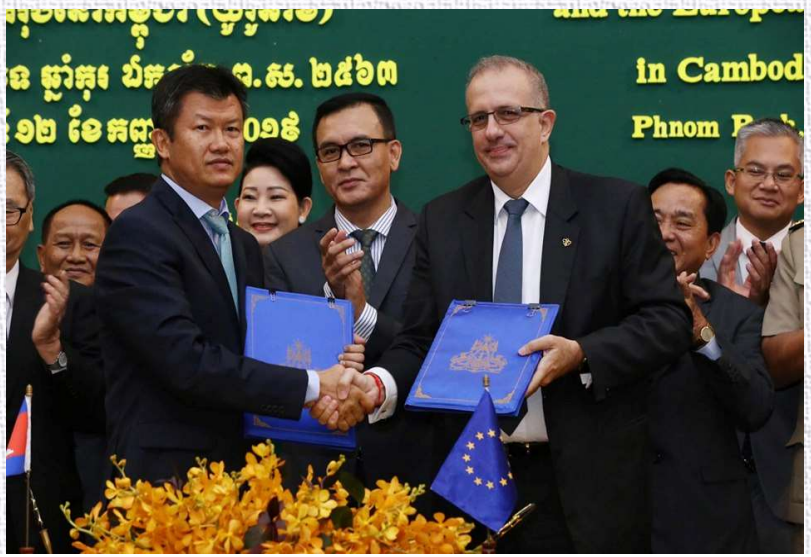

活動

違法な模倣品の立入り検査及び取締りを行う

活動

取締りの成果に関する記者会見

活動及び成果

違法な品質不良の食品100トン以上の廃棄

活動及び成果

違法な模倣化粧品81トンの廃棄

II. 知的財産権侵害

ア. 知的財産 (Intellectual Property)とは？

- 人の思考又は知性により創出されたもの。
- 知的財産権には次の2種類がある：

1. 工業所有権： 特許、工業意匠、商号、商標、地理的表示...等)
2. 著作権： 音楽、詩、映画、小説、絵画、彫刻...等

- 知的財産は、管轄機関に登録することで保護を受けることができる。カンボジアでは、工業所有権登録は、商業省の知的財産権局の管轄であり、著作権登録は、文化芸術省の管轄である。

II. 知的財産権侵害

イ. 模倣品とは？

模倣品とは、知的財産権を侵害する行為であり、不正競争の1つの形態である。

- <u>国際法による定義</u>

「模倣商標商品とは、当該商品について、適法に登録された商標と同一であるか又は当該商標の重要な側面において区別できない商標を許可なく付し、それにより輸入国の法律に基づくその商標の所有者の権利を侵害している、包装を含む何らかの商品を意味する。」

（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 1994年 第51条）

II. 知的財産権侵害

FAKE VS REAL

FAKE
ORIGINAL

Counterfeit
Real
Pfizer
Pfizer
VGR 100
VGR 100

CLOSER

II. 知的財産権侵害

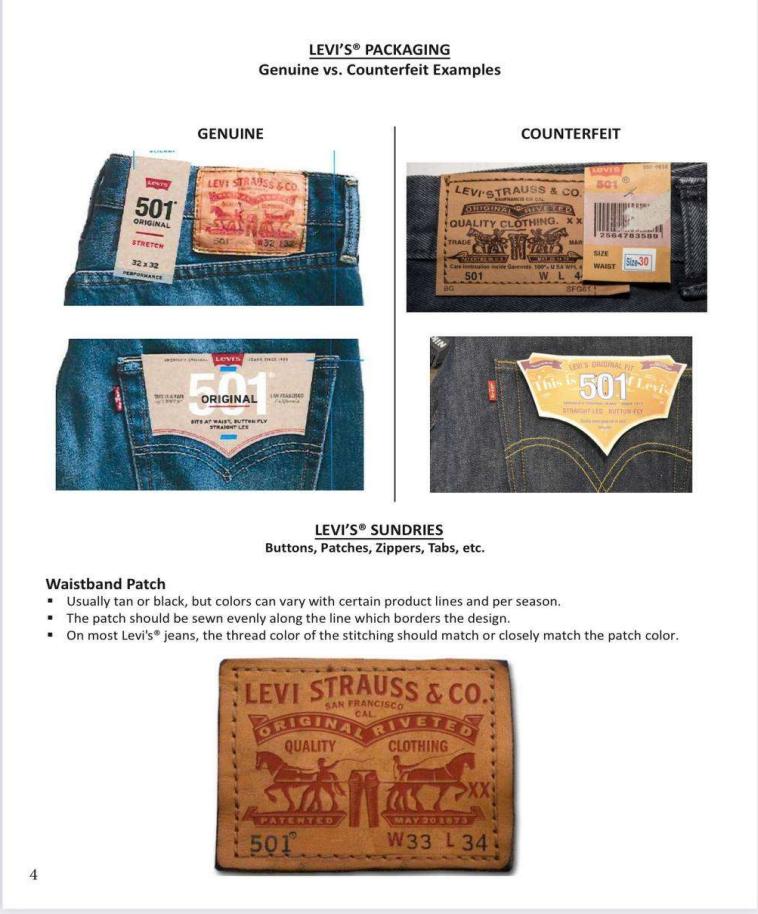

LEVI'S® PACKAGING
Genuine vs. Counterfeit Examples

GENUINE | **COUNTERFEIT**

LEVI'S® SUNDRIES
Buttons, Patches, Zippers, Tabs, etc.

Waistband Patch
- Usually tan or black, but colors can vary with certain product lines and per season.
- The patch should be sewn evenly along the line which borders the design.
- On most Levi's® jeans, the thread color of the stitching should match or closely match the patch color.

4

II. 知的財産権侵害

- 国内法による定義

「模倣商標商品とは、当該商品に関して、適法に登録された商標と同一であるか又は当該商標からその重要な側面において相違を識別できない商標を許可なく付し，それにより輸入国の法律に基づく正当な商標の所有者の権利を侵害している、包装を含むあらゆる商品を意味する」

（標章、商号及び不正競争行為に関する法律 第61条）

II. 知的財産権侵害

- 一連の特別法により定められている定義

製品・サービスの品質と安全性の管理に関する法律（2000/6/21）

- 契約の当事者であるか否かを問わず、又は第三者を通してであるかを問わず、製品、商品及びサービスに関して、いかなる手段又は方法によっても、以下について偽造する、又は偽造を試みることを禁止する：

- 同一性、仕様、種類、原産地、物理的又は栄養的な品質、成分、分量
- 全ての製品、商品及びサービスについての、実施済み検査、利用方法、利用資格、利用に伴うリスク、注意事項
- 製品、商品の製造及び使用又は消費の方法及び日付。（第16条）

II. 知的財産権侵害

<u>製品・サービスの品質と安全性の管理に関する法律（2000/6/21）</u>

- 商材となる又は商材として保管している製品、商品を、規制によって又は規制がない場合は慣習によって許可されていない、又は規制に従っていない、何れかの部分又は全体を、組込み、取り除き又は交換によるいずれかの方法で加工することによって、製品、商品を模倣することは固く禁止されている。（第17条）

II. 知的財産権侵害

<u>標章、商号及び不正競争行為に関する法律</u>

- <u>商標偽造</u>

商標の登録所有者は，自己の同意なしに商標を使用して当該商標を侵害する何人に対しても，訴訟を提起する権利を有する。また商標の登録所有者は、自己の登録済み商標に類似した標識の使用、及び登録済み商標の商品又はサービスに類似した商品及びサービスに係る商標の使用に対しても、訴訟を提起する権利を有する。（第11条イ）

II. 知的財産権侵害

<u>標章、商号及び不正競争行為に関する法律</u>

- 不正競争行為

以下のあらゆる行為は、不正競争行為を構成するとみなす：

ア. 何らかの手段により、競争相手の企業、商品又は工業的、商業的又はサービス的活動との混同を生じさせること...（第23条）

II. 知的財産権侵害

<u>消費者保護に関する法律（2019/11/2）</u>

- 商品に関係する不公正な行為

事業を営むあらゆる個人は、商品の種類、製造過程、特性、目的への適合性、数量、寸法、容量、規格又は品質について、公衆に対して誤解を招く又は欺くような不公正な行為に関与してはならない。（第10条）

- サービスに関係する不公正な行為

事業を営むあらゆる個人は、サービスの種類、規格、特性、目的への適合性、規模又は品質について、公衆に対して誤解を招く又は欺くような不公正な行為に関与してはならない。

（第11条）

II. 知的財産権侵害

<u>薬物の管理に関する法律及び薬物の管理に関する法律の改正に関する法律</u>

➢ 偽造医薬品

- 偽造医薬品とは、有効成分が含まれていない、ラベルに規定された調合と異なる有効成分が含まれている、又はラベルに記載されている有効成分が十分に含まれていない、又は包装、デザイン、同一性が真正品と類似している若しくは同一である、又は保健省の許可を得ずに製造若しくは包装されている医薬品をさす。

（薬物の管理に関する法律の改正に関する法律 第2条 新）

II. 知的財産権侵害

化粧品管理に関する政令第122 ANKr.BK号（2008/8/28））

➢ 模倣化粧品

模倣又は偽造化粧品とは：

- 不十分な種類の、容量が異なる、又は製造者が会社に保管している記録に記載した配合成分若しくは製品のラベルに定めている調合と異なる成分が含まれている。
- 管轄機関の許可証を持たない自然人又は法人により製造又は包装された。
- ラベル又は包装、デザイン、同一性が真正品と類似している（第3条）

III. C.C.C.C.への申立書提出

ア. C.C.C.Cに申立書を提出できる者

イ. 申立書及び添付書類提出の手続き

III. C.C.C.C.への申立書提出

ア. C.C.C.C.に申立書を提出できる者

1. 公衆

模倣品に関連した違反行為に関する情報を取得した個人は誰でもC.C.C.C.に申立書を提出できる。

2. 模倣品の被害者

模倣された商品又はサービスの購入又は使用による被害を受けたあらゆる個人はC.C.C.C.に申立書を提出できる。

3. 商標又は製品所有者

自然人又は法人である、カンボジアで適正に登録された又は国際的に保護を受けている商品又はサービスに係る商標の所有者であるあらゆる個人は、自己の商品又はサービスである製品のロゴが偽造された場合、C.C.C.C.に申立書を提出することができる。

III. C.C.C.C.への申立書提出

イ. 申立書及び参考資料提出の手続

申立書提出者は、内務省のH棟にあるC.C.C.C.事務局の申立書類受理事務所へ、以下の情報を添付して申立書を提出できる。

- 申立人の身分証明書（法人の場合は登記書類）。
- 申立書提出委任状（商標所有者が申立てを第三者に委任した場合）。
- 自国又はカンボジアの製品登録証原本及びオリジナル製品サンプル。
- 違反行為及び違反者（該当する場合）の情報及び模倣品サンプル。
- 真正品及び模倣品の相違を識別する分析結果。

IV. C.C.C.Cの手続執行

ア. 申立書類の作成：

- 申立書受理後、C.C.C.Cは、その申立書に関する報告を申立提出記録に記載するため、申立人をC.C.C.C事務局へ呼び出す。
- 申立人により提供された又は捜査の結果得られた証拠を調査し、違反行為の有無を確認後、C.C.C.Cは申立書及び申立提出記録を検察官に送致し、取締りを要請する。

IV. C.C.C.C.の手続執行

イ. C.C.C.C.による捜査

- 証拠が不十分で違反行為が現行犯でない場合、C.C.C.C.は予備調査を行うことがある。
- 捜査は、模倣品保管及び流通施設又は原料供給企業で行われることがある。
- C.C.C.C.は申立人に、違反者に関連する情報、違反行為が行われた場所、模倣品の識別情報、輸入元、流通先など、違反行為に関連する手がかりを提供するよう協力を求めることがある。
- 他国の政府からC.C.C.C.に対して模倣品の捜査協力及び取締りの要請が行われるケースもある。

IV. C.C.C.C.の手続執行

ウ. C.C.C.C.の取締り

- 取締部隊の構成を告知し、任務命令書又は裁判所担当官の令状を施設所有者に提示して、模倣品を輸入、保管、流通販売施設へ立ち入る。
- 施設取締りの目的を施設所有者又は責任者に告知する。
- 施設捜索の要請及び施設所有者にC.C.C.C.担当官への協力を要請を行う。
- 模倣品の輸入、保管、流通施設の所有者及び施設に居合わせた他の被疑者の聞き取りを行う。
- C.C.C.C.の担当官は、立入り時に施設にある証拠物を差押え、証拠物の破壊、施設からの搬出又は隠匿を回避する。

C.C.C.C.の取締活動

違法な模倣化粧品の取締り

模倣品の取締り

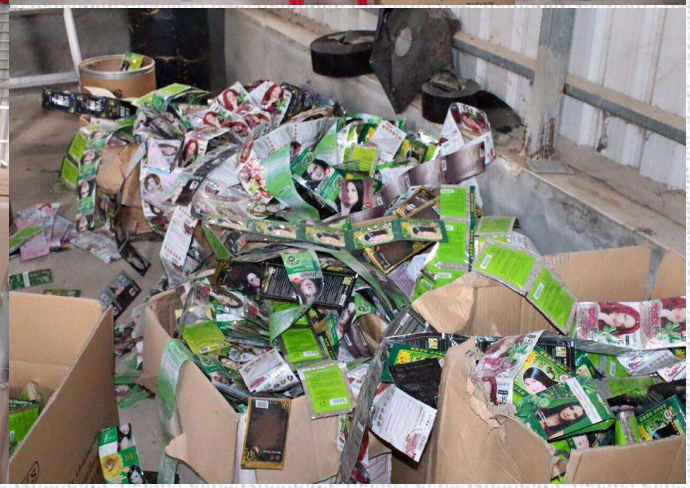

模倣品の取締り

違法な模倣品の立入検査及び取締りを行う

模倣品の取締り

違法な模倣品の立入検査及び取締りを行う

模倣品の取締り

違法な規格外の食品の立入検査及び取締りを行う

IV. C.C.C.C.の手続執行

➢ サンプルの検査実施

- C.C.C.C.は、移動ラボを利用して違法行為の現場で、又はC.C.C.C.の検査機関又は国の専門検査機関へ送致して予備検査を行う。
- C.C.C.C.は検査のためにサンプルをオリジナル製品の所有者の専門検査機関へ又はC.C.C.C.の協力パートナーである国際検査機関へ送致するために商標の所有者又はオリジナル製品の所有者と連絡を取ることができる。

IV. C.C.C.C.の手続執行

➢ サンプルの押収

- C.C.C.C.は少なくともサンプルを3点押収、保管し、1点は委員会で保管、1点は鑑定のために送致、さらにもう1点は裁判所へ送致する。
- 違法行為取締りに関わった司法警察官の記録を、施設所有者及び取締りに参加した係官（合同部隊、自治体...等）の署名を付して作成しなければならない。

➢ 危険な証拠物の押収

- C.C.C.C.は、人命及び健康を脅かす証拠物を半期ごとに又は年に一度廃棄するために没収するよう裁判所に要請する。
- C.C.C.C.は、検察官の同意を得て、模倣品ではない証拠物を元の所有者に返却する。

IV. C.C.C.C.の手続執行

➢ 証拠物の保存

- C.C.C.C.は証拠物を委員会で保管するために輸送する、又は違反行為が行われた現場を一時的に閉鎖する許可を検察官から得て、現場に保管しておくことができる。
- 各々の証拠物については、施設所有者と共に正確な種類及び数量を確認する。
- 捜査の手掛かりとなりそうな証拠物については、分析又は鑑定のためにC.C.C.C.の模倣品検査機関へ送致される。
- 証拠物の一部が人体に危険を及ぼす可能性がある場合、C.C.C.C.は専門家と協議する。

オ. 事件記録の検察官への送致

- 模倣品に関係した違反行為が、人命や健康に重大なリスクを及ぼす危険がある場合、C.C.C.C.は被疑者及び証拠物を48時間拘束する権利を有する。この期間は、被疑者がC.C.C.C.事務局に到着した時点から開始される。
- C.C.C.C.はこの拘束について速やかに検察官に報告する。
- 拘束期間が満了すると、被疑者は検察官に送致されるか、検察官の判断で釈放される。

以上。
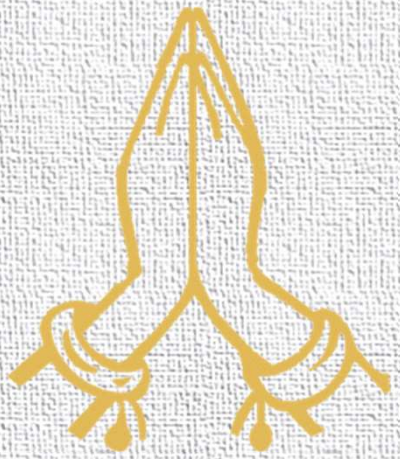
ありがとうございました。